

随意契約理由書

件名	魚崎浜第2ポンプ場自家発電設備エンジン点検整備
契約の相手方	ダイハツディーゼル株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>魚崎浜第2ポンプ場は昭和60年に完成し、排水ポンプが3基設置されている。排水ポンプは、出水時においてその機能を確保することが必須であることから、商用電源の停電時も運転可能でなければならないため、運転操作に必要な予備電源として自家発電設備が1台設置されている。設置後38年が経過し、自家発電設備エンジン(以下、「エンジン」という。)は、平成18年度から分解、点検、整備を実施していないため、経年劣化による不具合が発生する可能性が高い状況である。本件は、魚崎浜第2ポンプ場の機能維持を図るため、自家発電設備エンジンの点検整備を行うものである。</p> <p>当該整備では、エンジンの分解・部品交換・調整等の整備、再組立て及び試運転を行うが、これには製作者にしか知り得ない機械内部の専門技術を要するため、製作者以外の他業者での実施は不可能である。</p> <p>当該整備の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に履行できる者は、製作・施工メーカーであるダイハツディーゼル株式会社以外にはないため、随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局 工務課 設備係 (電話番号 078-595-6318)